

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第157号

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条企画課の項第3号中「相談課」の右に「及び支援施設課」を加え、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、相談課の所管に属するものを除く。

第5条企画課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条相談課の項第5号中「手数料の」の右に「調定及び」を加え、同項に次の2号を加える。

- (8) 診療録等の管理に関すること。
- (9) 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談に応じる事業に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)